

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月10日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県本宮市荒井字上前畑1

氏 名 アサヒビール(株)福島工場

理事工場長 宮崎 真二郎

電話番号 0243-33-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アサヒビール株式会社福島工場
事業場の所在地	福島県本宮市荒井字上前畑1
計画期間	令和6年4月～令和7年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	製造品出荷額 122,649 百万円(令和5年度)
③従業員数	147人(令和6年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	排 出 量	5,242.11 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物分別、再資源化の推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	排 出 量	4,471.24 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き廃棄物の分別、再資源化を推進していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3参照

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4参照	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】	別紙4参照
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) 分別の実施による廃棄物量の削減	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙1】 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の再生利用に関する事項

(1) 再生原材料の使用状況

再生原材料の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥	汚泥、金属くず	動植物性残さ	廃プラスチック類	廃油	木くず
量 (t)	2.26	4,968.09	0.17	125.74	135.77	0.80	9.29
再生材率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
使用用途	舗装用ブロック インターロッキング	有機肥料	鉄材 ソフトフェライト	有機肥料 土壌改良剤	固形燃料	再生重油	燃料チップ
将来計画	再利用継続	再利用継続	再利用継続	再利用継続	再利用継続	再利用継続	再利用継続

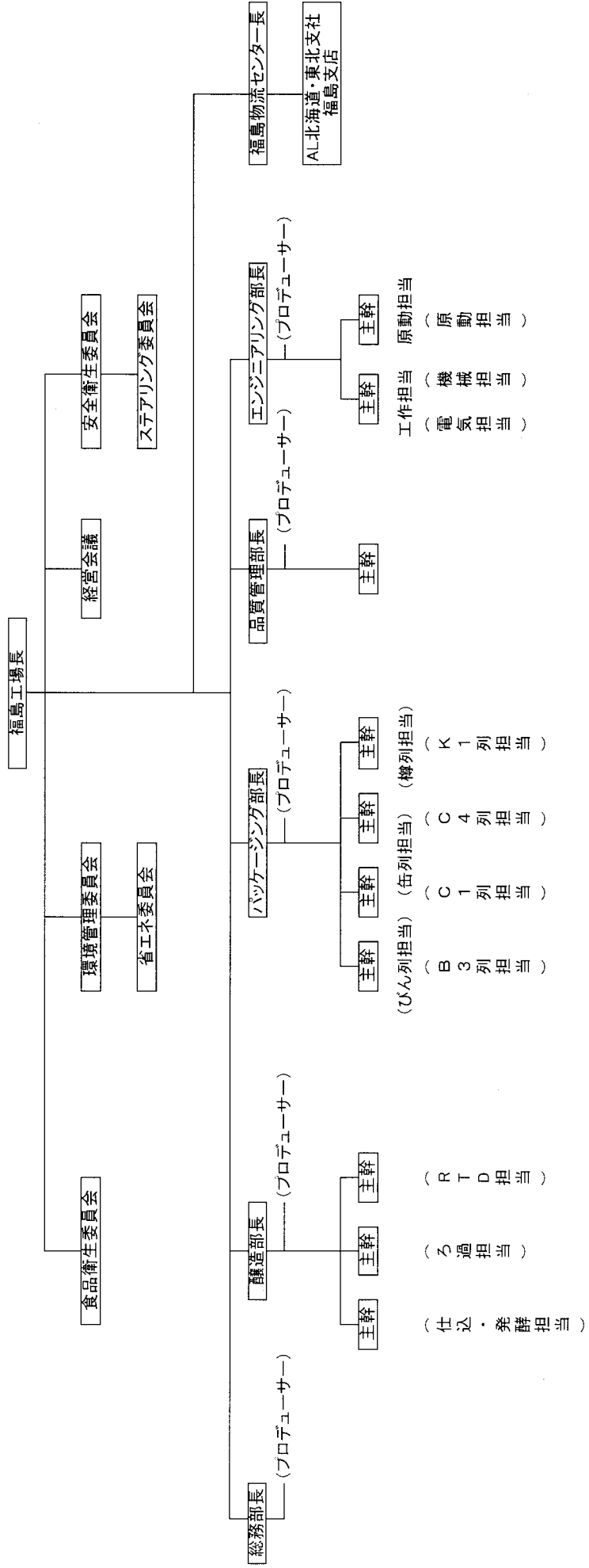
(2) 資源化・再生利用ルートの確保（計画）

産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥	汚泥、金属くず	動植物性残さ	廃プラスチック類	廃油	木くず
処理方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託		
利用方法	舗装用ブロック インターロッキング	有機肥料	鉄材 ソフトフェライト	有機肥料 土壌改良剤	固形燃料	再生重油	燃料チップ

(3) 再生利用にかかる施設の設置状況

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	備考
脱水機	汚泥	200kg/h×1台	令和2年6月	定期整備実施
分別センター	再資源化物	170m ²	平成9年12月	
脱水機	汚泥	3m ³ /h×2台	平成18年	定期整備実施
濾液脱水機	汚泥	4.8m ³ /h×2台	平成22年3月	定期整備実施

【別紙2】産業廃棄物の管理体制図



(プロデューサー)は在籍しない場合もある

【別紙3】
産業廃棄物の分別に関する事項

1. 現状

(1) 分別状況等

廃棄物の種類	脱水汚泥	スクリーン粕	廃プラ	木くず	ガラスくず 蛍光灯	乾電池	廃油
分別方法	脱水後ホッパーに保管	スクリーンにて除去後ホッパーに保管	現場毎に発生した物を分別保管する				
課題	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
将来計画	現在、廃棄物の種類ごとに分別し、再資源化を図っており、今後も継続する。						

(2) 分別に係る施設の設置状況

福島工場では、場内の16箇所に分別ステーションを設置し、廃棄物の種類ごとに分別している。分別ステーション容器の70%溜まった時点で、分別センターに運び、廃棄物の種類ごとに分別保管し、処分業者に再資源化の委託をしている。

2. 計画

引き続き廃棄物の分別、再資源化を推進していく。

